

第一種動物取扱業について

第一種動物取扱業とは

- ・業として、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を営利目的で行う場合は、営業を始めるに当たって登録をしなくてはなりません。代理販売やペットシッター、出張訓練などのように、動物の所有や飼養施設がない場合も、規制の対象になります。
- ・対象となる動物は、実験動物・産業動物を除く、「哺乳類」、「鳥類」、「爬虫類」に限られます。

「業」の考え方

「社会性」、「頻度・取扱量」、「営利性」の全てに該当する場合、第一種動物取扱業の登録が必要となります。

- ✓ 「社会性」
特定かつ少数の者を対象としたものではないこと等
- ✓ 「頻度・取扱量」
反復継続的に又は一時的であっても多数の動物を取り扱っているもの（例：年間2回以上又は2頭以上）
- ✓ 「営利性」
有償、無償の別を問わず事業所の営利を目的としているもの（本来業務の営利性の向上を目的として、寄せ等のために動物を展示するような場合も、営利性の要件に該当すると考えられます。）

○第一種動物取扱業の分類と例

種別	業の内容	該当する業の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（取次ぎ又は代理を含む）	小売業、卸売業、販売目的の繁殖又は輸入を行う業
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル、美容業（動物を預かる場合）、ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業、出張訓練業
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいパーク、移動動物園、サークัส、乗馬施設、猫カフェ、アニマルセラピー（ふれあいを目的とする場合）
競りあっせん	会場を設けて競りの方法により動物の売買をしようとする者のあっせんを行う業	動物オークション（会場を設けて行う場合）
譲受飼養	動物を譲り受けてその飼養を行う業	老犬老猫ホーム

動物取扱責任者等の選任

- ・適正に業務を実施するため、事業所ごとに十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する「動物取扱責任者（専属・常勤）」や「重要事項の説明等をする職員」を配置する必要があります。

動物を販売する事業者

- ・動物を販売する場合には、あらかじめ、動物を購入しようとする者に対して、事業所において、その動物の現状を直接見せる（現物確認）と共に、その動物の特徴や適切な飼養方法等（18項目）について対面で文書（電磁的記録を含む）を用いて対面説明することが必要です。
- ・第一種動物取扱業者との取引については、その動物の特徴等について説明することで売買が可能です。

犬猫等販売業者

- ・犬又は猫の販売や販売のための繁殖を行う者については、犬猫等健康安全計画の策定とその遵守、獣医師との連携の確保など追加の義務が課せられます。
- ・「生後56日」を経過しない犬や猫の販売や販売のための引渡し・展示は禁止されています。（文化財保護法に基づく指定犬（秋田犬、甲斐犬、紀州犬等）に関する特例あり）
- ・犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後90日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣（指定登録機関）の登録を受ける必要があります。

犬猫を取り扱う事業者

- ・犬猫を飼養・保管するに当たり、全ての動物取扱業者が遵守すべき飼養管理基準として、「ケージ等の飼養設備」や「従業者の員数」、「飼養又は保管をする環境」、「疾病等に係る措置」、「展示又は輸送の方法」、「繁殖の方法（回数、選定）」、「適正な飼養に関し必要な事項」の7つの項目が「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」に守るべき数値や違反となる状態等が具体的に定められています。
- ・販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあっては、繁殖実施状況について記録した台帳の写しと併せて譲り渡す必要があります。

動物販売業者等

- ・動物販売業者等（販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業）は、取り扱った動物の頭数等の情報について、帳簿に記録、保存し、毎年度、5月30日までに登録を受けた自治体に報告することが義務付けられています。

広告の表示規制

- ・ホームページ、SNS、新聞広告などに広告を掲載する場合には、氏名（法人名）、事業所の名称及び所在地、登録番号等を掲載する必要があります。

相談窓口



川崎区役所 衛生課
044-201-3222

幸区役所 衛生課
044-556-6681

中原区役所 衛生課
044-744-3271

高津区役所 衛生課
044-861-3322

宮前区役所 衛生課
044-856-3270

多摩区役所 衛生課
044-935-3306

麻生区役所 衛生課
044-965-5164

健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当
044-200-2447

動物取扱責任者等の選任について

動物取扱責任者について

- ・常勤、専属の職員を1名以上配置すること（他店と兼務はできません。）
- ・「獣医師」、「愛玩動物看護師」、「実務経験（飼養経験）及び教育機関卒業」、「実務経験（飼養経験）及び資格」のいずれかの要件に該当すること
- ・欠格事由（成年被後見人や被保佐人、破産者で未復権者、動物関連法令により罰金以上の刑に処せられた者等）に該当しないこと

重要事項説明者について

- ・動物取扱責任者以外に、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管方法等に係る重要な事項を説明し、又は動物を取り扱う職員を配置する場合は、「実務経験」、「教育機関卒業」、「資格」のいずれかの要件に該当する必要があります。

実務経験

- ・曾もうとする業の種別ごとに、定められた種別に係る半年間以上の実務経験があること（常勤の職員として在職するものに限る。）
- ・従事先の責任者等が発行する実務経験証明書等によって実務経験を証明する必要があります。

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第三条第一項並びに第九条第一号関係（別表）より引用

第一種動物取扱業の種別（登録予定の種別）	実務経験があることと認められる関連種別（6ヶ月間以上従事した種別）
販売（飼養施設：有）	販売（飼養施設：有）、貸出し
販売（飼養施設：無）	販売、貸出し
保管（飼養施設：有）	販売（飼養施設：有）、保管（飼養施設：有）、訓練（飼養施設：有）、貸出し、展示、譲受飼養
保管（飼養施設：無）	販売、保管、貸出し、訓練、展示
貸出し	販売（飼養施設：有）、貸出し
訓練（飼養施設：有）	訓練（飼養施設：有）
訓練（飼養施設：無）	訓練
展示	展示
競りあっせん	競りあっせん
譲受飼養	販売（飼養施設：有）、保管（飼養施設：有）、訓練（飼養施設：有）、貸出し、展示、譲受飼養

飼養経験

- ・取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があること
- ・常勤ではない雇用形態や雇用関係が発生しない形（師弟関係やボランティア等）等において、動物取扱業者と同等と認められる飼養に従事した経験を、具体的に記録された帳簿・台帳等によって証明する必要があります。
- ・単なるペットとしての飼養経験は認められません。

教育機関卒業

- ・曾もうとする業の種別に係る知識及び技術について、1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること
- ・卒業した教育機関（原則、学校教育法に基づく大学、高等専門学校等）が発行した卒業証明書の他、履修単位のわかる書類（履修証明書や成績証明書等）も提出いただく場合があります。その内容によって、要件として認められない場合があります。

資格

- ・公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、曾もうとする業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること
- ・資格証明書によって知識及び技術を習得していることを証明する必要があります。

○要件を満たしている資格の一例

資格名	団体名	認められる種別				
		販売	保管	貸出し	訓練	展示
愛玩動物飼養管理士（1級、2級）	公益社団法人日本愛玩動物協会	販売	保管	貸出し		展示
家庭動物販売士	一般社団法人全国ペット協会	販売	保管	貸出し		展示
JAHJA認定家庭犬しつけインストラクター	公益社団法人日本動物病院福祉協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
動物看護士3級	公益社団法人日本動物病院福祉協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
公認訓練士	一般社団法人ジャパンケネルクラブ		保管		訓練	
公認訓練士	公益社団法人日本警察犬協会		保管		訓練	
愛犬飼育管理士	一般社団法人ジャパンケネルクラブ	販売	保管	貸出し	訓練	展示
GCT (Good Citizen Test)	一般社団法人優良家庭犬普及協会		保管		訓練	
実験動物技術者（2級）	公益社団法人日本実験動物協会	販売	保管	貸出し		展示
乗馬指導者資格（初級）	公益社団法人全国乗馬俱楽部振興協会	販売	保管	貸出し		展示
乗馬指導者資格（中級）	公益社団法人全国乗馬俱楽部振興協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
地方競馬教養センター騎手課程修了者	地方共同法人地方競馬全国協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
愛護動物取扱管理士	一般社団法人新潟県動物愛護協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
公認馬術指導者資格コーチ	公益財団法人日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
公認馬術指導者資格指導者	公益財団法人日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
競技別指導者資格馬術上級コーチ	公益財団法人日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
競技別指導者資格馬術コーチ	公益財団法人日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
競技別指導者資格馬術指導員	公益財団法人日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
トリマー（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
動物看護師（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
家庭犬訓練士（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
動物介在福祉士（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
ペットシッター士（平成21年4月1日以降取得）	NPO法人日本ペットシッター協会		保管		訓練	
認定ペットシッター	ビジネス教育連盟ペットシッタースクール		保管		訓練	
調教師	地方共同法人地方競馬全国協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
動物取扱士（3級）	NPO法人九州鳥獣保護協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
小動物飼養販売管理士	協同組合ペット・サービスグループ(PSG)	販売	保管	貸出し	訓練	展示

※ 動物取扱責任者は、第一種動物取扱業の登録を受けた自治体が開催する研修を受講する義務があります。

第一種動物取扱業の登録等について



他法令に関すること

1. 申請手数料

- ✓ 1種別につき、15,000円

2. 必要書類

- 第一種動物取扱業登録申請書【様式第1】
- 申請者等が動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類【参考様式第1】
- 動物取扱責任者等の資格要件を満たす書類（資格証、卒業証明書、実務経験証明書など）
- 飼養施設の付近の見取図（飼養施設を有さない場合は、事業所の付近の見取図）
- 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類（原本及び写し）
 - ✓ 所有物件の場合：公的機関が発行する土地・建物の関係書類（固定資産課税台帳記載事項証明書、納稅関係書類、不動産登記事項証明書など）
 - ✓ 賃貸物件の場合：賃貸借契約書（動物取扱業の使用承諾について明記のあるもの）、動物取扱業の使用承諾について明記がない場合は、物件の所有者等による使用承諾証明書など

【飼養施設を有する場合】

- 必要設備の配置を明らかにした飼養施設平面図
ケージ等、照明設備、給水設備、排水設備、洗浄設備、消毒設備、廃棄物（汚物・残さ等）集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備（屋外施設を除く）、遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等が全て屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く）、訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業を営もうとする者に限る）、温湿度計（犬猫を取り扱う場合に限る）

【申請者が法人の場合】

- 登記事項証明書（※令和7年2月からは添付不要）
- 役員の氏名及び住所を記載した書類

【販売、貸出しの場合】

- 第一種動物取扱業の実施の方法【様式第1別記】

【犬猫等販売業の場合】

- 犬猫等健康安全計画【様式第1別記2】
 - ✓ 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いなどを具体的に記載してください。

【犬猫を取り扱う場合】

- ケージ等の規模を示す平面図・立面図

【備考】

- ✓ 必要書類は、種別ごとに正副1部ずつ提出してください。
- ✓ 複数の種別を同時に申請する場合、【様式第1】、【様式第1別記】を除き、共通する添付書類を省略できます。
- ✓ 資格証や証明書等は、原本と照合しますので、申請時に必ず原本も持参してください。（法人の場合に従来必要だった登記事項証明書の原本については、令和7年2月から添付不要になりました）

【相談・申請受付窓口】

- ✓ 担当者不在の場合がありますので、窓口で申請する場合は、事前に提出する日時をお知らせください。
- ✓ 登録更新申請や各種変更届出等の一部は、オンラインでの手続も可能です（詳細はお問い合わせください）。
★「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」

川崎区役所 衛生課

044-201-3222

幸区役所 衛生課

044-556-6681

中原区役所 衛生課

044-744-3271

高津区役所 衛生課

044-861-3322

宮前区役所 衛生課

044-856-3270

多摩区役所 衛生課

044-935-3306

麻生区役所 衛生課

044-965-5164

登録後の遵守事項等について

台帳帳簿の備付け・定期報告届出について

・1日1回以上飼養施設の巡回、保守点検、ケージ等の清掃を行い、飼養施設の管理等を台帳に記録して5年間保存しなければなりません。（電磁的な記録でも可）

・販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業の事業者（動物販売業者等）は、哺乳類（犬猫は個体ごと）や鳥類、爬虫類について帳簿を備付け、年度ごとに飼養管理に関する報告書を提出する必要があります。

（定期報告の内容）

- ① 年度はじめに所有していた動物の合計数
- ② 年度中に新たに所有した動物の月ごとの合計数
- ③ 年度中に販売もしくは引渡した動物の月ごとの合計数
- ④ 年度中に死亡した動物の月ごとの合計数
- ⑤ 年度末に所有していた動物の合計数
- ⑥ 犬猫以外の動物に含まれる品種等

広告の表示規制・標識等の掲示について

・新聞広告やホームページ等に広告を掲出する場合には、標識の掲示事項の他、「安易な飼養又は保管の助長を防止するため、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容」を掲載する必要があります。

・事業所ごとに顧客の出入口から見やすい位置に、標識又は登録証を掲示しなくてはなりません。

・事業所以外の場所で営業をする場合は、顧客と接する全ての職員の胸部等顧客から見やすい位置に識別票を掲示してください。

（標識の掲示事項）

- | | |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| ① 第一種動物取扱業者の氏名
② 事業所の名称と所在地
③ 第一種動物取扱業の種別
④ 登録番号 | ⑤ 登録年月日と登録の有効期間の
又は名称
⑥ 動物取扱責任者の氏名 |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------|

動物取扱責任者研修の受講

・第一種動物取扱業者は、選任した動物取扱責任者に、川崎市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市）が開催する研修を受講させる義務があります。

販売動物の情報表示について

・動物ごとに必要な情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む）により表示する必要があります。

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時の標準体重、標準体長・体高等、体の大きさに係る情報
- ③ 性別の判定結果
- ④ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑤ 生産地等
- ⑥ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

犬猫の飼養管理基準について

・「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」において、第一種動物取扱業者が守るべき数値や違反となる状態等が具体的に定められています。

・「温湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう飼養環境を管理すること」、「散歩、遊具を用いた活動等によって、触れ合いを毎日行うこと」、「清潔な給水を常時確保すること」など

登録事項の変更等について

・登録事項に変更等がある場合、第一種動物取扱業を廃止した場合等には、変更等の届出が必要です。

・変更等の内容によって、審査手数料（7,500円／★印の変更事項）、再交付申請書、添付書類が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

・飼養施設の移設、相続等による事業者等の変更（個人から法人、法人から個人への変更も含む。）の場合は、変更届ではなく、新たに登録を受ける必要があります。

事前に届け出る必要がある事項

種別に応じた事業の内容及び実施の方法を変更する場合
★ 合（販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかを変更する場合など）

飼養施設のない事業所が、新たに飼養施設を設置する場合（ペットシッターがペットホテルとして飼養施設を設置する場合など）

犬猫等販売業を営もうとする場合（販売業者が新たに犬または猫を販売する場合）

事後（30日以内）に届け出る必要がある事項

事業者氏名または住所（法人の場合は、法人の名称、代表者の氏名または所在地）を変更した場合

役員の氏名及び住所（法人の場合）を変更した場合

事業所の名称及び所在地を変更した場合（飼養施設を設置していない事務所の移転など）

飼養施設の所在地を変更した場合（移動用飼養施設の場合）

土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実が変更となった場合

★ 飼養施設の構造及び規模を変更した場合（軽微な変更を除く）

★ 主として取り扱う動物の種類及び数を変更した場合

動物取扱責任者を変更した場合

事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員を変更した場合

事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員を変更した場合

事業所に配置される職員の最低数を変更した場合

営業時間（変更に係る営業時間が午後8時から午前8時を含むもの）を変更した場合

犬猫等健康安全計画を変更した場合

犬猫等の販売のみ廃止した場合（他の動物の販売を継続している場合）

第一種動物取扱業を廃止した場合

第一種動物取扱業者が死亡した場合

法人が合併により消滅した場合

法人が破産手続開始の決定等により解散した場合

更新申請について

・登録は5年ごとに更新が必要です。有効期間が満了する2ヶ月前から更新の申請ができます。

・有効期間の満了の日までに更新申請がされない場合、その効力を失いますのでご注意ください。

・更新申請手数料：1種別につき7,500円